

質問回答書

業務名 : 令和6年度 物品・役務 第26号甲良町公共施設(10施設)LED照明器具 賃貸借業務
 履行場所 : 甲良町内公共施設(10施設)
 契約期間 : 契約締結日 から 令和12年9月30日 まで

質問事項	回答
1 契約書関係 (1)本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形はあるか。また、入札前の提示は可能か。 (2)仕様書内「21.その他(3)」に「10日以内に仮契約書を契約担当者に提出しなければならない」とあるが、この「10日以内」には土日を含むか。 (3)今回、設置場所ごとに賃貸借期間開始日が異なるが、契約書は10施設分をまとめまして、1つの契約書により締結する想定か、又は賃貸借期間別にて3契約に分割とするか、いずれの想定か。 (4)落札後、所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議は可能か。	(1)契約書(案)は別添のとおり。 (2)原則土日、祝を含む。ただし、最終日が休日の場合、翌開庁日。 (3)契約書(案)のとおり、一括契約予定。 (4)原則は不可であるが、軽微な修正協議は可能。
2 再委託等 (1)賃貸に付随する業務で受注者が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守等)について、当該業務を発注者から受注者が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよいか。また、その際、委託先を書面等で通知する必要はあるか。 (2)受注者が事実上できないのではなく、物件の設置工事など受注者が貴町より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、受注者は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、受注者の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないか(受注者の発注は法的には再委託にはならないが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いか)。 (3)本契約においてリース会社が受託し、または請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある場合、リース会社は工事会社とグループを組んで本件を受託し、当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結し、当該工事会社が施工にあたるという認識でよいか。	(1)契約条項第4条により承知されたい。 (2)上記(1)に準じ対応されたい。ただし、受注者の責任において処理されたい。 (3)上記(2)により承知されたい。
3 動産保険等 (1)仕様書中11.(14)にて「更新業務期間中、火災保険またはそれに代わる請負賠償責任保険等に加入証書の写しを提出するもの」と指定があるが、この保険については、受注者自らの付保に代え、実際に工事を担う工事会社等での付保で対応し、その写しを提出するものとしてよいか。 (2)上記(1)の保険は物件に対する保険付保の規定か。または、第三者損害に備えた保険を付保との規定か。 (3)上記(1)の保険が物件に対する保険付保の規定となる場合は、火災保険に代え、動産総合保険での代替でもよいか。 (4)上記(1)の更新業務期間中とは、「実際の物件の工事開始日から、設置期限」までの期間との認識でよいか。 (5)仕様書14(4)の損害賠償保険等の規定は、仕様書11(14)の内容と同義との認識でよいか。 (6)仕様書14(4)の損害賠償保険等につき、仕様書11(14)の内容と異なる場合、「賃貸借期間中」の「損害賠償保険等」の付保要否は任意との認識でよいか。 (7)仕様書13.(3)の賃貸借物件に付保する動産総合保険は、地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外とし、賃貸借期間を付保期間として遡減する一般的な時価ベースの動産総合保険でよいか。また、この場合修理交換費用の差額は、発注者負担と考えてよいか。	(1)事故等への対応が可能である場合可。 (2)第三者に対する損害に備えた保険を想定。 (3)上記(2)により承知されたい。 (4)物件の工事開始日から、発注者の検査完了日を想定。 (5)仕様書14.(4)の規定は、仕様書中11.(14)及び13(3)等を含む。 (6)仕様書13.(3)により承知されたい。 (7)仕様書13.(2)及び(3)の記載、また次の質問(8)の回答の通りとなるため、受注者は適切な保険に加入されたい。

質問回答書

業務名 : 令和6年度 物品・役務 第26号甲良町公共施設(10施設)LED照明器具 賃貸借業務
 履行場所 : 甲良町内公共施設(10施設)
 契約期間 : 契約締結日 から 令和12年9月30日 まで

質問事項	回答
(8)万一、物件に滅失・破損等の損害が発生し、保険適用外の事態となつてしまい、発注者負担にて物件の復旧、又は契約が継続できない場合、発注者で残賃借料の負担ができるか。	(8)契約条項第16条及び第21条第2項により承知されたい。
(9)原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となり、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考える。この場合、発注者での費用負担や協議ができると理解して問題ないか。	(9)必要に応じて協議することは可能。
(10)リスク分担表につき、「共通項目」の「保険」の内容として、「設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスクを保証する保険」の記載があるが、今回契約においては契約保証金免除となっている。このため、履行保証保険は不要となり、「保守期間のリスクを保証する保険」とは、仕様書13(3)記載の動産総合保険と認識してよいか。	(10)お見込みの通り。今回契約では履行保証保険は不要。
4 点検・緊急連絡先等	
(1)仕様書内13.(4)で専用の連絡先窓口を設けるとあるが、内容や対応方法等については、主目的は今回事業で使用することと捉えればよいか。	(1)お見込みの通り。
(2)定期点検及び保守・障害発生時対応について、第三者への委託を予定していることから、点検技術者・技術者については、受注者自らの社員ではなく、再委託先等の人員でもよいか。	(2)点検技術者、技術者について直接雇用の有無は問わない。
(3)賃貸借期間中の緊急連絡先は、受託者を介さず、再委託先である維持管理を担う工事会社でよいか。	(3)緊急連絡先は、原則、受注者を一次連絡先とする体制を構築されたい。
(4)連絡を受けてから24時間以内の確認義務があるが、土日祝日や、年末年始等について例外規定を設けることは可能か。また、連絡受理時間を、受注者の営業日に限定するなどは可能か。	(4)少なくとも緊急連絡先への連絡体制は構築されたい。現場対応については協議可能。
5 賃貸借物品等	
(1)本件賃貸借物品に誘導灯・非常灯も含まれているが、誘導灯等について、賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」との認識でよいか。	(1)お見込みの通り。
(2)本件賃貸借物品に、ポール(不動産)部分は含まないとの認識でよいか。仮に含まれる場合、ポール部分について契約期間中の所有者責任は、発注者負担なるか(契約期間中はポールを同土地にて無償にて設置・継続する事等)。なお、ポールは動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となる。	(2)前段お見込みのとおり。
(3)仕様書9.(1)において、契約後の現地調査の結果「既設照明器具一覧表」の数量及び仕様や「施設平面図」等が異なる場合は現地調査の結果を優先すること、とある。落札後の現地調査の結果により、特殊なサイズや意匠性により器具更新が難しい等の場合も含め、示された数量、仕様、配置と異なるときは、金額も含めて変更協議は可能と考えてよいか。	(3)本町仕様書と現場との数量その他の差異があった場合、協議する。
(4)LED済みの箇所は対象外との認識でよいか。	(4)基本的には対象外。一部、必要により更新対象としている場合あり。
(5)既存器具情報に付随し各部屋名が記載されているが、対象に記載されていない部屋は対象外という認識でよいか。 (例)保健福祉センター:3階EV制御室・EV制御室前通路・3階屋根裏書庫・介護浴室・厨房・カウンター・洗濯室等、西小学校:1階校長室等	(5)お見込みのとおり。
(6)事業の対象となる10施設の asbestos 関連含有調査は実施済で、asbestos 含有はないとの認識でよいか。	(6)更新対象10施設に asbestos 使用はない、または除去済み。

質問回答書

業務名 : 令和6年度 物品・役務 第26号甲良町公共施設(10施設)LED照明器具 賃貸借業務
 履行場所 : 甲良町内公共施設(10施設)
 契約期間 : 契約締結日 から 令和12年9月30日 まで

質問事項	回答
(7)仕様書9.(1)における「契約後の現地調査」における、各施設の用途ごとのLED照明器具の配置計画とは、どのようなものを指すのか。具体的に教授願う。	(7)配置する照明器具の型式及び数量、一般照明・誘導灯・高天井用器具などの用途を明記し、各施設・各階の図面上に示した配置図などを想定。
(8)仕様書10.(2)において「導入する照明器具は、公共施設用照明器具(一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004)に登録対応機種をもつ国内メーカーの製品を選定し、」とあるが、公共施設用照明器具(一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004)の登録は「ベースライト」「ダウンライト」「高天井用照明」の分類がある。そのすべてに登録対応機種を持つメーカーの製品を選定する、という認識でよいか。	(8)お見込みの通り。ただし、設置する照明器具の選定については、登録対応器種と認定された製品とは限らない。
(9)仕様書5.(3)において「発注者が指定する町内施設内の集積場所に集積すること」とあるが、何ヶ所かに分かれていると理解してよいか。	(9)契約後、更新業務着手前に協議予定。
(10)仕様書11.(21)において「更新業務の担当者に必要な資格については、第一種電気工事士の資格を有する者とする。」とあるが照明交換工事に従事し、配線工事など電気工事を実施する者については第二種電気工事士の資格を有する者であれば従事可能となると理解している。また、一般的にも公共施設における同種事業に従事する者に求める資格は第二種電気工事士と考えられるため、「更新業務の担当者に必要な資格は第二種電気工事士の資格を有する者」という事でよいか。	(10)対象施設において、高圧受電設備を備える施設が多くあることから、第一種電気工事士の配置を要する。
(11)実際の工事は物件の売主等による第三者履行を予定している。このため、第一種電気工事士の資格保有要件は、受注者自らの社員ではなく、実際の工事を担う物件の売主等の社員による充足でもよいか。	(11)第一種電気工事士資格保有者の直接雇用の有無は問わない。
(12)現場管理者は、受注者ではなく実際に施工を担当する工事会社からの選任でよいか。	(12)お見込みのとおり。
6 リスク分担等	
(1)本業務について、コロナ化の感染拡大や半導体不足の影響等を含め、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につき別途協議することは可能か(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がある、入札参加が困難である)。また、施設の利用状況や発注者からの要望により、工事に必要日数を確保出来ず、工程が遅れが生じた場合はどうか。	(1)前段後段とも契約条項第12条により承知されたい。
(2)設置期限から、賃貸借期間の開始日まで相当期間あるが、万一、「賃貸借期間開始日」までには設置完了出来るものの、「設置期限」までには設置完了ができなかった場合、事由によっては、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、設置期限の延長について、別途協議をすることは可能か。	(2)上記(1)に同じ。
(3)設置期限から、賃貸借期間の開始日まで相当期間があるが、万一、賃貸借期間開始日までに、発注者又は受注者の責めによらない事由により、物件の破損や滅失等発生の場合、同損害の負担は、発注者負担となるか。	(3)検査完了後から賃貸借期間満了までの間における双方の責によらない物件の破損や滅失等は発注者負担。
(4)リスク分担表において、「周辺住民等の反対による事業の中止・遅延」等のリスク負担者が受注者となっているが、受注者側に責は無いと考えるが、如何か。また、受注者の責でない理由で、「周辺住民等の反対による事業の中止」を発注者が決定した場合については、中止決定までに受注者が要した費用を発注者が支払う等、対応策を協議するとの認識でよいか。	(4)前段、明確に受注者が原因と判断できる事象を想定。後段については、発注者受注者による協議とする。

質問回答書

業務名 : 令和6年度 物品・役務 第26号甲良町公共施設(10施設)LED照明器具 賃貸借業務
 履行場所 : 甲良町内公共施設(10施設)
 契約期間 : 契約締結日 から 令和12年9月30日 まで

質問事項	回答
(5)リスク分担表記載の、共通／制度関連において、法制度『それ以外の法令等の制度・改正』、許認可『受託事業者が取得すべき許認可等の遅延等』、税制度『上記以外の税制の改定』について、また「設置段階／不可抗力」における『天災・事故等による設計変更・中止・延期』は、受注者側のみに責があるものではないと考えるが、如何か。	(5)実情に応じ、発注者受注者による協議とする。
(6)リスク分担表記載の設置段階／設計変更:『受注者の指示・判断の不備によるもの』、維持管理関係／計画変更:『受注者が必要と考える計画変更』について、事前に受注者と発注者の協議を踏まえ、了承を得た場合は、受注者に責はないと考えてよいか。	(6)お見込みの通り。
7 賃借料支払等	
(1)賃貸借料の支払いは、毎月月末締め、翌月末納期限の支払いという認識でよいか。	(1)お見込みの通り。
(2)賃貸借料の請求について、令和7年10月、11月分は対象機器Aの金額、令和7年12月および令和8年1月分は対象機器AならびにBの金額、令和8年2月分以降は対象機器A、B、Cの金額を請求するとの認識でよいか。	(2)お見込みの通り。
(3)賃貸借料請求書の送付先について、甲良町総務課のみ(設置場所毎に分けない)との認識でよいか。	(3)お見込みの通り。
(4)契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となった場合、発注者にて残賃貸借料を負担するとの認識でよいか。	(1)契約条項第21条第2項により承知されたい。
8 入札及び契約締結等	
(1)入札時に委任状を提出の場合、入札書への押印について、法人印は不要の上、代理人印のみの押印でよいか。	(1)お見込みの通り。
(2)入札書について、今回の入札に際し、くじ番号の記載は必要か。	(2)くじ番号記載不要。
(3)入札書に記入する入札金額は、¥マークを記入の上、アラビア数字による記入となるか。	(3)お見込みの通り。
(4)今回入札について、賃貸借期間が異なる案件が混在するが、入札書の金額の記入は、「対象機器A・B・Cにかかる賃貸借料を合計した総額(税抜)」を記載の上、1枚にて入札との認識でよいか。	(4)お見込みの通り。ただし、積算内訳書の合計欄と合致するよう留意のこと。
(5)入札参加資格申請提出後の辞退については、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよいか。	(5)お見込みの通り。
(6)入札時に持参が必要な積算内訳明細書は、対象施設別一式金額による明細書(個々の灯数記載必要なし)でよいか。	(6)お見込みの通り。
(7)本契約の締結日はいつごろのご予定か。2025年3月末までには契約議決を得ることは可能か。	(7)3月議会に上程予定であり、その議決により本契約の締結となる。
(8)仮契約がそのまま本契約となるのではなく、議会同意を得たのち、本契約としてもう1度、締結を行う想定か。	(8)締結した仮契約書が、議決により本契約として効力を得るため、再度の契約は要しない。
(9)予算削減等の影響により、過去、実際に長期継続契約を解約又は変更等を実施した事案はあるか。	(9)本町では途中解約事案なし。